

昭和二十四年十二月一日
答弁第七〇号

(質問の七〇)

内閣衆甲第一四一号

昭和二十四年十二月一日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員今野武雄君提出東京都教育委員会における教職員の身分の取扱に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員今野武雄君提出東京都教育委員会における教職員の身分の取扱に関する質問に対する答弁書

質問の件について調査したところ、人事に関する一般方針は教育委員会で定めており、且つ委任された事項中特異なものについては教育長は委員会に報告することになっている。又東京都の教職員は三万に近く到底その一々を委員会で処理することは不可能であるので、行政能率の面からかかる教育長に対する委任措置が取られている由である。従つて、当該教育委員会がその事務処理の必要上その意思によつて教育長に委任したと考へられるので、政府は別段右の件について措置をとる考へはない。

右答弁する。